

経営改革プラン(案)

～ 第2次集中改革プラン ～

参 考 資 料 編

1. 今後の改革を進めていく上での3つの課題	1
2. 新しい公共空間（領域）	7
3. 組織運営効率化へのアプローチ	8
4. 平成26年度までの財政予測（経常的経費分）の積算方法	11
5. 将来を見据えたまちづくりに向けて	
(1) JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業の展開	12

平成22年2月10日

習志野市

1. 今後の改革を進めていく上での3つの課題

市民の高齢化、施設・設備の老朽化、制度・政策の疲労の3つの課題が同時進行。

① 習志野市の人口推計

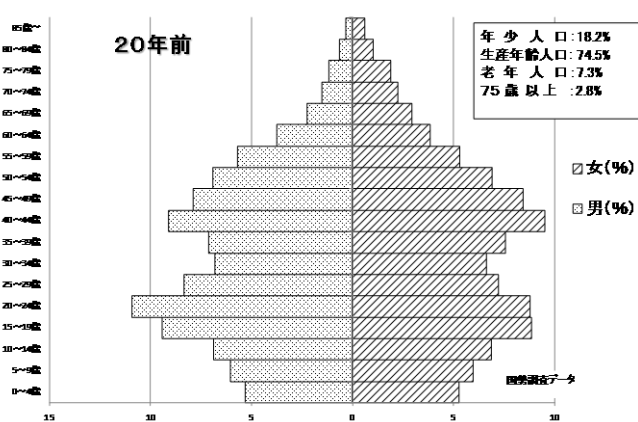
本市の将来像を考へつつ改革を進めていく上で、今後、本市の年齢別の人口がどのように推移していくのかを認識することは大変重要です。

ここでは、平成20年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の市区町村将来人口推計」のデータに基づき本市の人口ピラミッドを示すこととします。

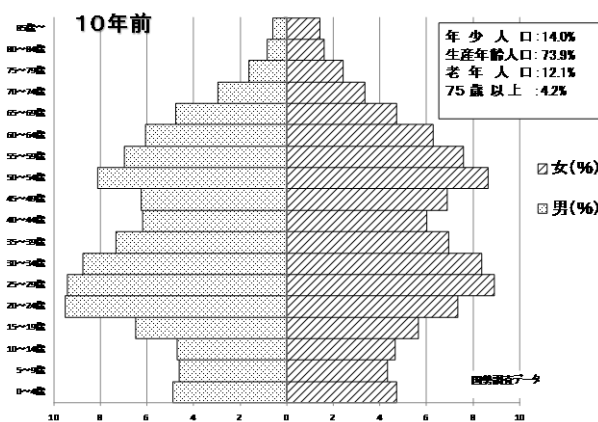
なお、過去のデータは各年の国勢調査結果に拠ります。

※推計方法の詳細は、国立社会保障・人口問題研究所のHPを参照してください。

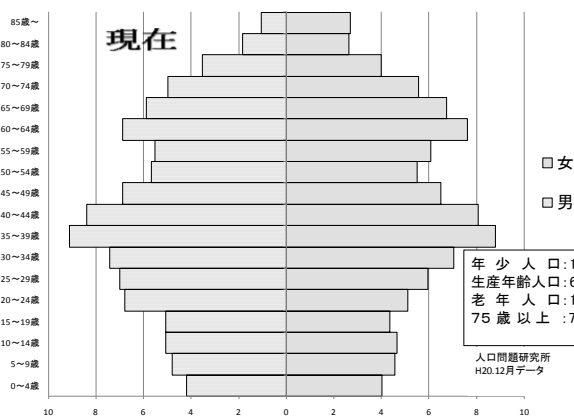
習志野市の人口ピラミッド(1990年):総人口151,471人



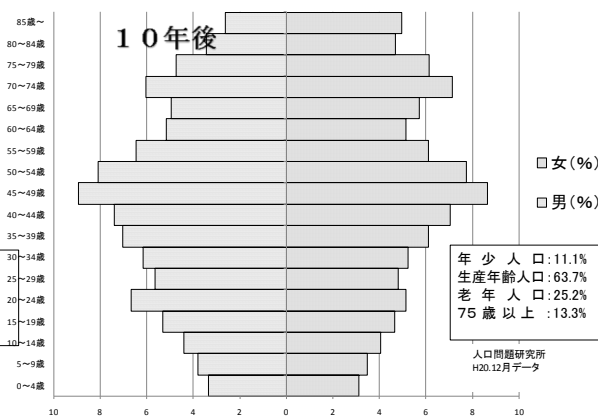
習志野市の人口ピラミッド(2000年):総人口154,036人



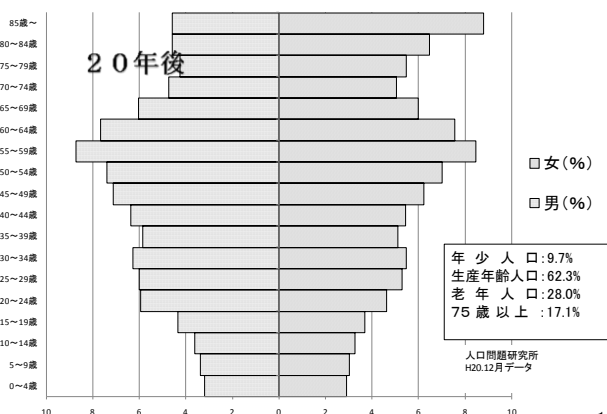
習志野市の人口ピラミッド(2010年):総人口160,719人

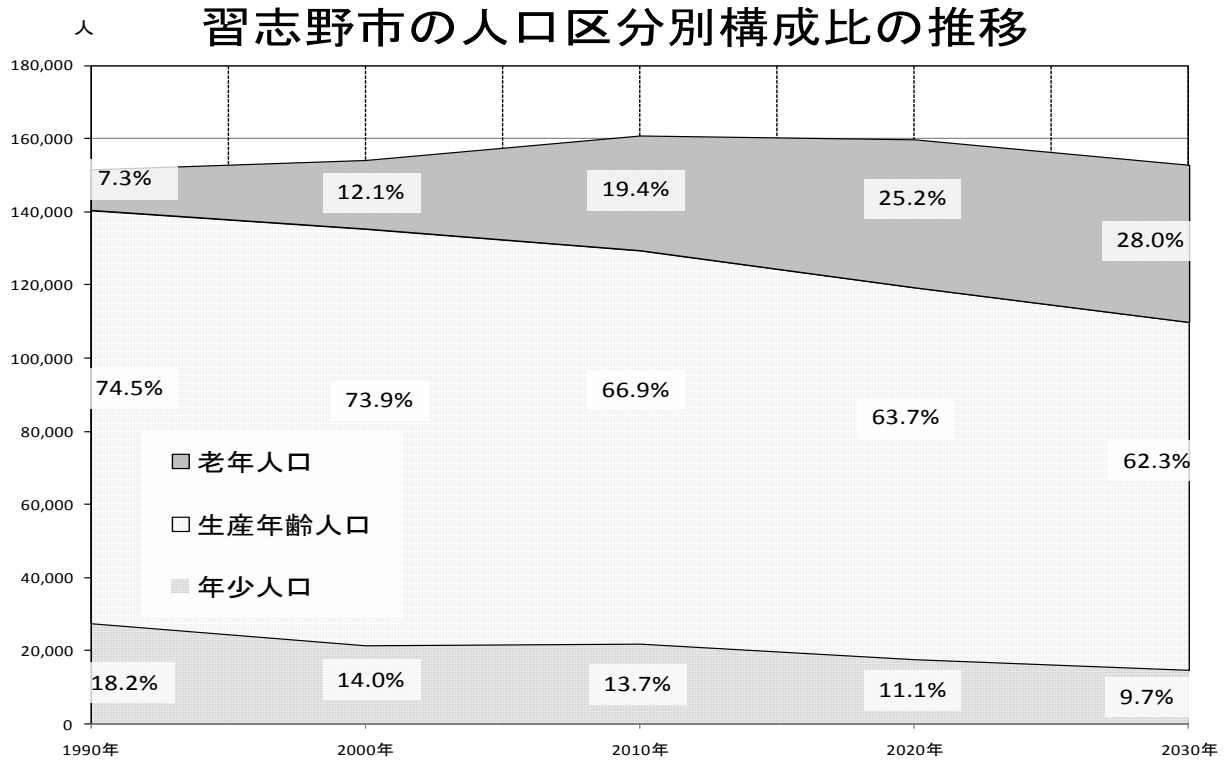


習志野市の人口ピラミッド(2020年):総人口159,664人



習志野市の人口ピラミッド(2030年):総人口152,724人





習志野市の人口推計

	(単位:人、%)									
	1990年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	
総数	151,471	154,036	158,785	160,719	161,022	159,664	156,738	152,724	147,940	
合計	151,471	154,036	158,785	160,719	161,022	159,664	156,738	152,724	147,940	
0～4歳	8,010	7,413	7,428	6,611	5,733	5,146	4,821	4,655	4,468	
5～9歳	9,105	6,881	7,765	7,522	6,701	5,811	5,216	4,886	4,719	
10～14歳	10,422	7,209	7,053	7,821	7,572	6,746	5,849	5,250	4,919	
15～19歳	13,835	9,359	8,036	7,575	8,239	7,958	7,084	6,148	5,526	
20～24歳	14,956	13,026	11,220	9,558	8,761	9,403	9,048	8,056	7,025	
25～29歳	11,802	14,125	11,602	10,432	9,068	8,328	8,943	8,625	7,692	
30～34歳	10,189	13,196	14,381	11,622	10,453	9,092	8,354	8,967	8,649	
35～39歳	11,119	10,996	13,391	14,389	11,640	10,464	9,099	8,363	8,977	
40～44歳	14,086	9,415	10,961	13,236	14,256	11,530	10,362	9,009	8,281	
45～49歳	12,351	10,112	9,306	10,743	13,008	14,014	11,335	10,188	8,858	
50～54歳	10,459	12,904	9,772	8,984	10,419	12,626	13,606	11,007	9,896	
55～59歳	8,363	11,219	12,284	9,334	8,625	10,017	12,158	13,111	10,607	
60～64歳	5,752	9,516	10,658	11,640	8,890	8,217	9,562	11,632	12,550	
65～69歳	3,922	7,292	9,075	10,148	11,140	8,517	7,876	9,180	11,188	
70～74歳	2,837	4,836	6,763	8,469	9,540	10,532	8,071	7,473	8,727	
75～79歳	2,304	3,117	4,336	6,050	7,646	8,689	9,674	7,441	6,901	
80～84歳	1,259	1,875	2,595	3,593	5,081	6,515	7,499	8,460	6,537	
85歳～	700	1,545	2,159	2,990	4,250	6,060	8,182	10,276	12,420	
	1990年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	
総人口指数	95.4%	97.0%	100.0%	101.2%	101.4%	100.6%	98.7%	96.2%	93.2%	
年少人口割合	18.2%	14.0%	14.0%	13.7%	12.4%	11.1%	10.1%	9.7%	9.5%	
生産年齢人口割合	74.5%	73.9%	70.3%	66.9%	64.2%	63.7%	63.5%	62.3%	59.5%	
老年人口割合	7.3%	12.1%	15.7%	19.4%	23.4%	25.2%	26.4%	28.0%	30.9%	
75歳以上人口割合	2.8%	4.2%	5.7%	7.9%	10.5%	13.3%	16.2%	17.1%	17.5%	

②公共施設の老朽化

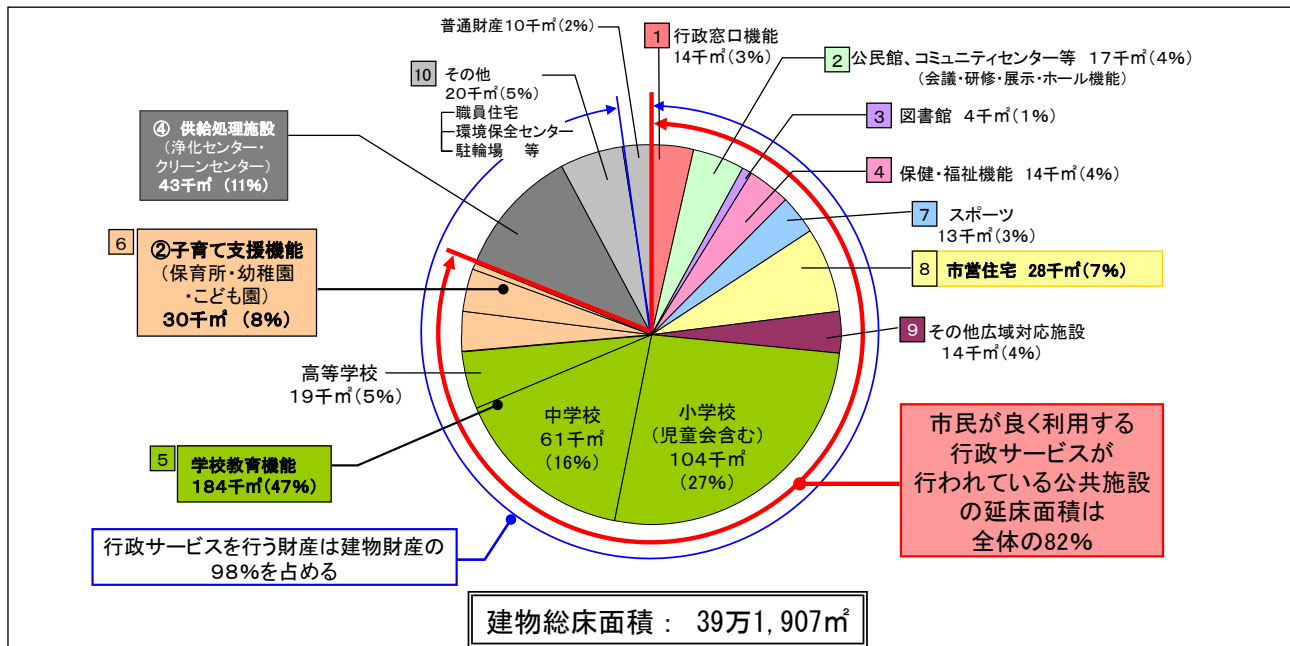
a) 本市が保有する建物の状況

本市が保有する建物の延床面積は約 39.2 万㎡で、そのうち行政サービスを行う建物は、全体の約 98%を占めています。

利用目的別の内訳は、学校施設が約 18.4 万㎡で 47%を占めており、子育て支援機能として保育所、幼稚園を同等数保有し、計 3 万㎡(8%)を保有しています。

また、市民が行政サービスを受けるために、良く利用する公共施設の延床面積は、約 31.8 万㎡で、全体の約 82%を占めています。

図 利用目的別の建物延床面積の内訳



b) 市が保有する施設の築年別整備状況

本市が保有する建物、約 38.2 万㎡ (普通財産除く) のうち、旧耐震基準で建設された建物は、約 27.6 万㎡ (72%)、新耐震基準で建設された建物は約 10.6 万㎡ (28%) です。築年別にみると、一般に建物の寿命とされる築 30 年以上の建物は約 22.6 万㎡ (59%) となっており老朽化した建物が既に全体の過半数を占めています。また、昭和 60 年度以降を見ると、それまでに比べ施設整備量が大きく減っており、昭和 59 年度までに現状施設の約 84%が整備されています。

建物用途別にみると、学校施設は公共施設の約半分を占めており、耐震安全性の確保については平成 28 年度までに完了する計画となっています。

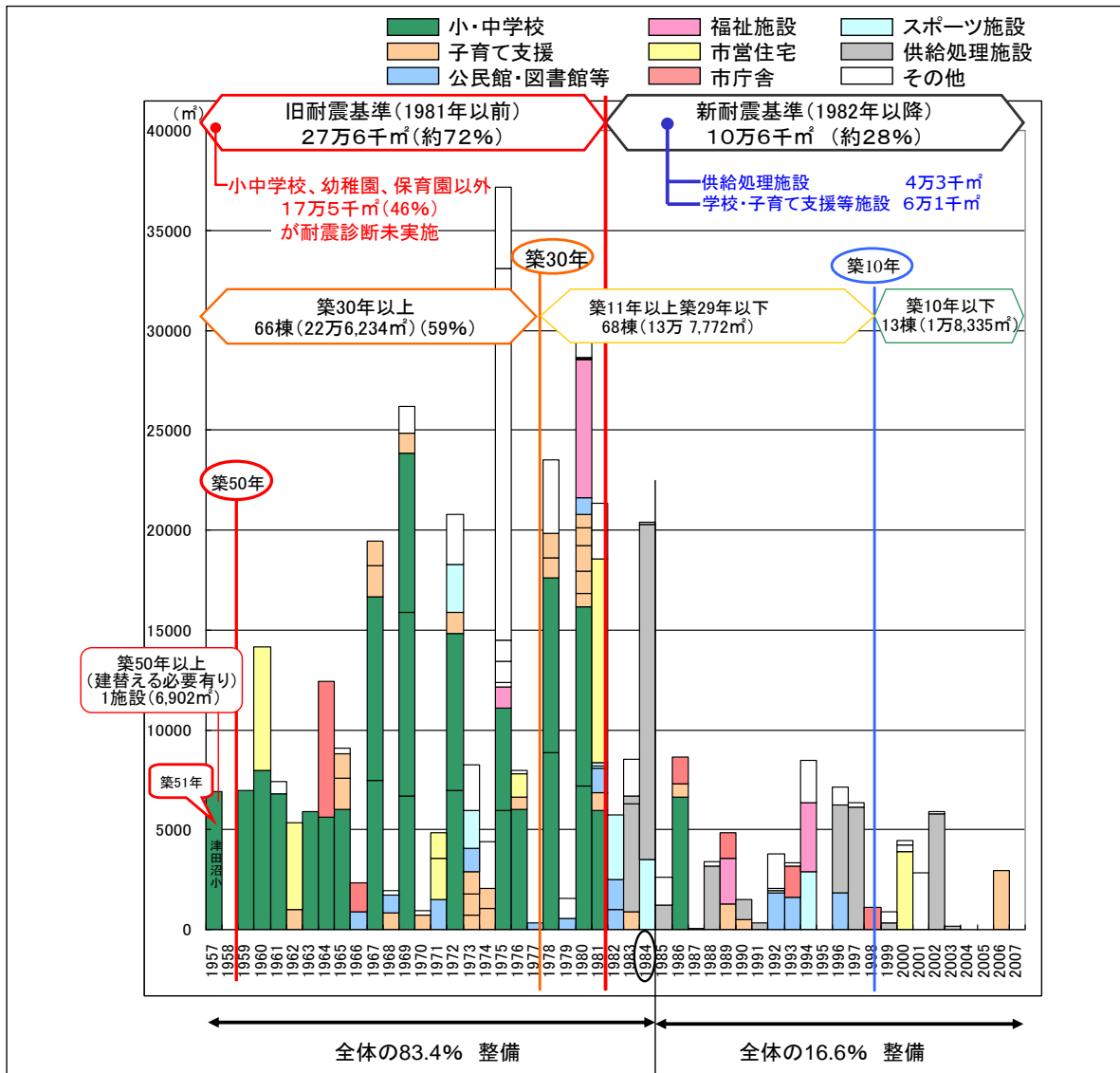
幼稚園、保育所は平成 18 年度より耐震診断を実施しています。

それ以外の施設で旧耐震基準時に建設された建物は約 17.5 万㎡で全体の約 46%を占めています。

随時、予算化を図り、耐震診断を進めています。今後、これらの施設に関しては早急な安全性の確認、確保が必要となります。

また、市役所本館や学校等は築後 40 年以上を経過しており、市が保有する施設は現時点で課題を抱えるものが増えてきています。

図 施設の築年別整備状況



c) 施設整備に係るコスト

調査時点の平成 17 年度の市の投資的経費は 40.5 億円で、そのうち道路、公園等のインフラ整備に 18.6 億円かかっており、現状の公共施設整備に使えるお金は、年間約 21.9 億円となっています。

この 21.9 億円は、ほとんどが既存施設に老朽化した部分の修繕や学校施設の耐震補強、修繕等に使用されています。

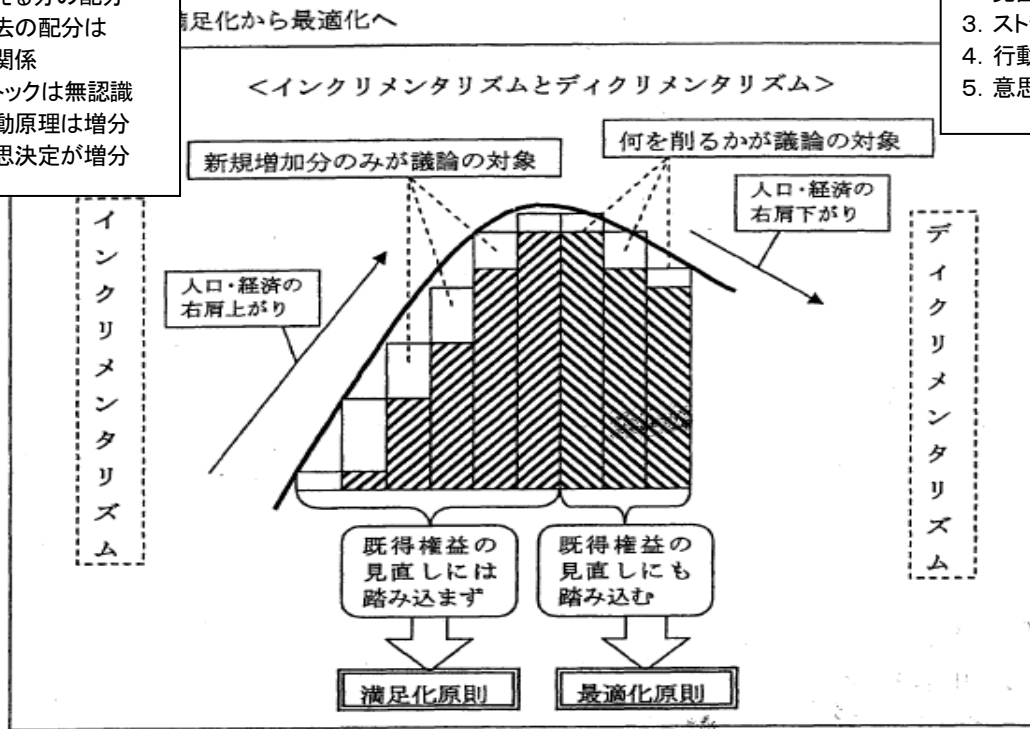
今後、本市では建替えや大規模改修の時期を迎える公共施設が平成 19 年度時点で、全体の約 60%を占めており、建替え・大規模改修等に膨大なコストがかかると予測されますが、現状の投資的経費では全ての施設を建替えるのは困難です。

このままの予算で、現状の施設修繕を行っていくと、20 年後には築 50 年以上を経過する建物が急激に増加し、全体の約 40%を占める可能性もあり、現状の施設環境よりさらに悪化することが考えられます。

③増分主義(インクリメンタリズム)からの脱却

- 1. 増える分の配分
- 2. 過去の配分は無関係
- 3. ストックは無認識
- 4. 行動原理は増分
- 5. 意思決定が増分

- 1. 活用資源の把握
- 2. 過去の配分の見直し
- 3. ストック概念の形成
- 4. 行動原理の変革
- 5. 意思決定の変革



a) 右肩上がりの終焉

戦後の日本経済社会は、急激な右肩上がりの成長を遂げ、それを前提として、様々な制度、政策が形成されてきました。戦後世代にとって、急激な右肩上がりは、当たり前的前提になっており、無意識の中で思い込みが形成されています。

右肩上がりが続く間は、この思い込みによる問題は顕在化しません。

しかし、日本は少子高齢化により、人口減少時代に突入し、もはや右肩上がりは望めない時代になりました。個人・組織は、そのことを理解していますが、右肩上がりの時代に形成された行動様式や思い込み、意思決定の特性は、無意識の中で生き続けており、顕在化する様々な課題に意識を変えて取り組もうとしても、どういう意識を変えるべきかに悩む結果となっています。

その第1が、増分主義による満足化原則です。

b) 増分主義(インクリメンタリズム)

増分主義とは、右肩上がりの環境の中にある行政組織、官僚行動メカニズムについての指摘です。

◆満足化原則

右肩上がりの増加を前提とし、投入可能な資源が増加し続けると考える増分主義では、一人でも多くの利害関係者の満足度を高めることが良い政策の基本となります。当該年度の満足度は、常に前年度の到達点に対して、どれだけ満足が増加したかが基準となり、次年度の満足度は、この増加した満足度から更にどれ

だけ満足したかで測定されます。即ち、常に満足の限界的増加を追い求め、満足の到達点はないといえます。

日本では、戦後半世紀以上にわたり、人口が増加し経済が成長することを前提とし、満足化原則を根底に持った意思決定が展開され、制度や政策が形成されてきました。現在においても、右肩上がりに支えられた満足化原則による意思決定や行動様式、それに基づく制度・政策が依然として多く機能しています。

表面的な財政危機、予算削減、人員削減といった取り組みの深層部に、満足化原則により満足を求め続ける意識が、国だけでなく地方自治体、地域住民などに依然として強く埋め込まれています。その意識を無意識の中で支える思い込みに気づくことなく財政再建に取り組んでも、中々、うまく行かないということになります。

c) 最適化原則（「減分主義：ディクリメンタリズム」での考え方）

21世紀の地方自治体における経営戦略で必要なことは、公共領域全体の「最適化」を求めることです。最適化とは、フローによる追加の資源投資を柱とするのではなく、ストック面に着目し、地方自治体にある既存の資源を発掘・認識し、その範囲内でそれらを活用することを新たな柱とすることといえます。

その際、留意することは、パートナーシップの展開などにより、地域住民や民間企業との役割分担も含めた公共領域全体の最適化を求め、公共サービスと行政サービスの違いを認識し、地方自治体でないと担うことができない、いわゆる行政サービスの範囲を明確化することです。

また、地方自治体として認識すべき資源は、行政内部に存在する財源や公務員という人的資源だけでなく、地域住民、民間企業が有する資源などを含む広い視野で考えることが必要です。

d) 計画の進行管理

右肩上がり前提とする増分主義、満足化原則は、財政や人材の増加が続くことを前提としています。このため、景気変動等の外部環境が変わり計画が予定通り進まなくなっても、先送りすれば、近い将来新たな資源が確保され計画は達成できるとする考え方が強く、計画の検証と見直しが進まず、結果として課題を先送りして追加の資源投入を待つという問題先送り型の意思決定が機能してきました。

しかし、こうした問題先送り型の計画マネジメントは成立しなくなっています。

従って、目標達成を優先させることよりも、目標値は計画のリスク管理の物差しと位置付け、計画が良い方、悪い方のいずれにも計画とのかい離が生じた場合に、どのように対処するかを明示しておくことが必要になっています。このことにより、現実が当初の想定とどれだけずれているかを敏速に認識し、その対応を機動的に展開できるようになります。地方自治体では、既定の政策・施策の時間的な遅れや実態とのかい離が起きやすく、先送りすることで問題が深刻化することが懸念されます。

こうしたことから、リスク対応型の計画マネジメントが不可欠となっています。

2. 新しい公共空間（領域）

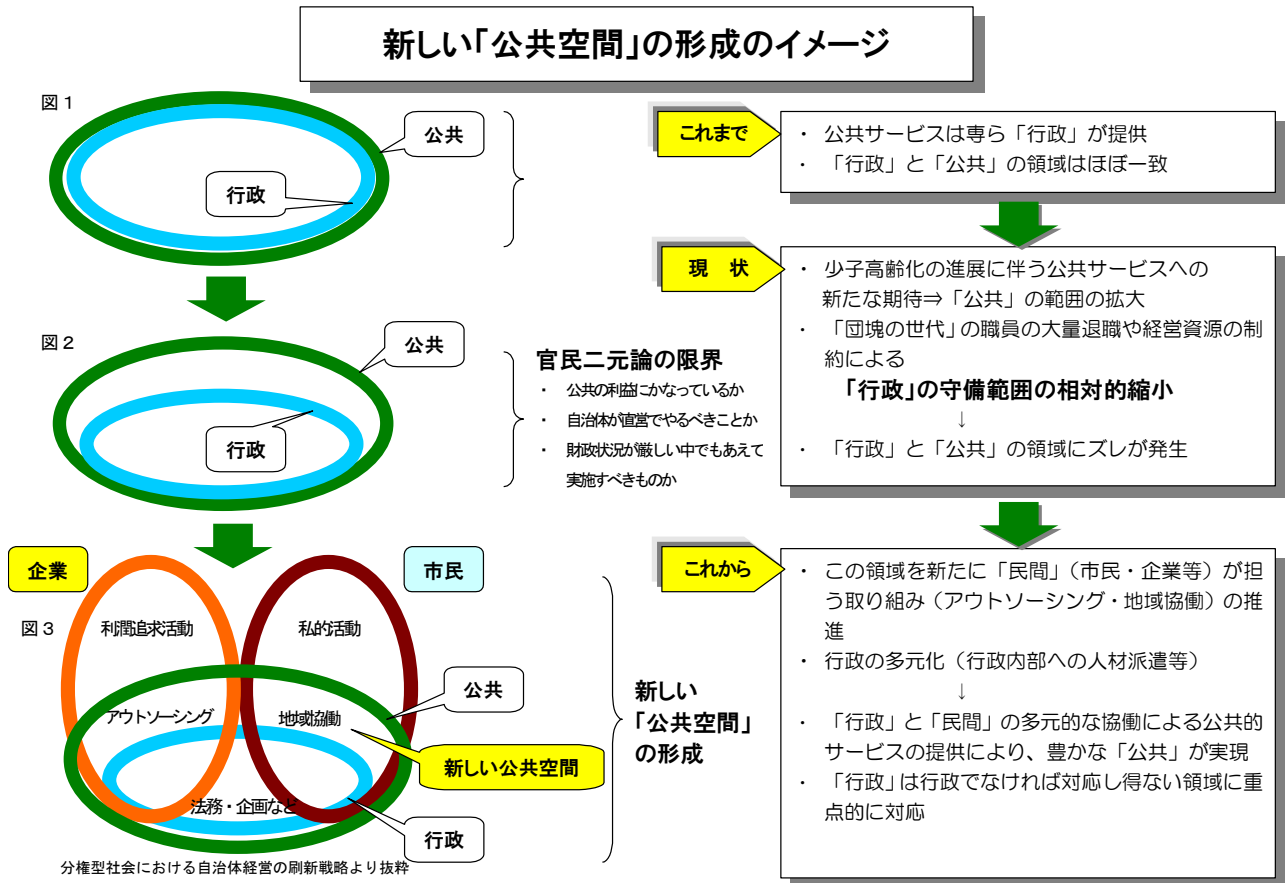


図 1 の解説

経済が成長し、税収も安定的に伸びていた時代には、基本的に公共サービスは行政が提供するものと考えられていた。

即ち、この「公共」と「行政」の領域は、これまでは、ほぼ一致していた。

図 2 の解説

しかし、今日では少子高齢化の進展、環境問題、安心・安全への関心の高まりなど、公共サービスへの新たな期待が高まり、「公共」の領域が拡大していく傾向の中、一方では、団塊の世代の大量退職、税収の落ち込みなどによる財源の縮小など、自治体の経営資源は大きな制約を受けている。

このような状況の中で「行政」の守備範囲は相対的に縮小していかざるを得ない状況となり、「行政」と「公共」の領域に「ズレ」が発生してきている。

図 3 の解説

このようにして生じた「ズレ」の領域についても、あくまで「公共」の領域であることに変わりはなく、この領域のサービスが提供されないとはできない。

また、この領域のサービスを全面的に私的活動に委ねてしまうことも、強者の論理や経済利益が優先されてしまうことが懸念されることから、適当ではない。

そこで、この部分については、行政が一定の関わりを持ちつつ、新たに、民間企業や住民が担うようになることによって、従来の行政のやり方だけでは対応できなくなってしまった領域や内容のサービス提供が可能になる。

企業活動は利潤追求が基本となるが、新しい「公共」の領域においては、行政のアウトソーシングを受けとめるもの（公民連携）と考えられる。

また、住民活動は基本的に私的活動と捉えることができるが、新しい「公共」の領域においては、地域協働（市民協働）と位置づけることができる。

3. 組織運営効率化へのアプローチ

行政改革を振り返る

「改革」とは、様々な障害を乗り越え、環境変化に対応しつつ、組織あるいは地域の目標を達成して行くことです。

自治体経営を通じて行政組織、組織運営メカニズムを改革するには、いくつかの段階が存在しますが、ここでは大まかに4段階に分けて考えます。

第1段階

「コスト削減」のレベルで、拡大期に肥大化した事業、人員、組織などをスリム化する取り組みです。

この段階の改革は、短期間で一定のコスト削減が課題となるため、組織運営メカニズムを見直すといった、抜本的な取り組みは後回しになります。

即ち、行政可能性の無限化体質（インクリメンタリズム）を残したままの、行財政のスリム化を目指した改革に留まり改革そのものに限定性が潜んでいます。

この段階での改革は、コスト削減に偏り、組織内のパートナーシップが欠如しがちで進められることが多いため、組織全体のモチベーションが悪化し、結果として、組織全体の成果の質が低下する危険性があります。

この課題を解決するために、予算、人員の優遇措置をインセンティブとして与える包括予算制度（分権型予算編成）などが導入されることがありますが、現実には、なかなか積極的に、コスト削減に参加するモチベーションアップには繋がりません。従って、コスト削減段階の改革の場合には、減量化以外の具体的な共有価値を形成する必要があります。

第2段階

「機構改革」のレベルで、組織の縦割り、多層性・重層性の排除から始まり、組織の統廃合や民間化などを進めていきます。

この段階は、コスト削減の段階よりもレベルアップしますが、これだけでは改革の機能は十分発揮できません。なぜなら、根本的な組織運営メカニズムの改革までには至らないからです。

この機構改革を形式的な行政整理レベルから、実りある改革に結び付けていくためには、次の第3段階の「プロセス改革」までレベルアップを図ることが必要です。

第3段階

「プロセス改革」のレベルは、組織をいかに機能させるかの段階です。

組織の行動メカニズムを見直す取り組みであり、習志野市の改革も、このレベルにステップアップすることが必要な時期に来ていると考えます。

具体的には、「意志決定プロセス」、「評価システム」等を対象に、それらの「機動性」、「質」、「信頼性」の向上に重点的に取り組むことが必要です。

第4段階

「組織文化の改革」のレベルです。

このレベルの理想的な姿は、組織改革が強制されたものではなく、組織内部に組み込まれ、継続的に自己改革が進んでいく姿です。

これを実現するためには、組織の構成員全員が共通の目的を持ち、相互理解と信頼を強く共有する必要があります。

以上、この4つの段階を見てみると、第2段階と第3段階との間に越えなくてはならない高い壁があり、第2段階と第3段階には大きな違いがあります。

第1段階のコスト削減、第2段階の機構改革では、パートナーシップがなく進められる可能性が高く、表面的な枠組みの変更はできても、組織の行動様式や質の改善にまでは至りません。即ち、行政整理の段階です。

これに対して、第3段階のプロセス改革、第4段階の組織文化の改革は、パートナーシップが前提となり、学習と反省による創造的活動によって新たな文化を形成して行きます。

このことは、顧客満足であるCS（customer satisfaction）の向上だけではなく、従業員満足であるES（employee satisfaction）の向上を目指す取り組みであり、行政改善のレベルになります。

このように、組織文化の改革に向けた参加型の取り組みを恒常的に行っていくことが、コスト削減を主軸とした改革を実行する場合にも、モチベーションを低下させることなく、信頼性を持った取り組みとして受け入れられていくことに繋がります。

即ち、財政悪化などの緊急事態において、トップダウン型、集権型の取り組みが一定の成果を敏速に生み出すことができるか否かは、日常的な参加型のモチベーションと、それにより形成されるパートナーシップの体質が、いかに強く形成されているかに左右されてきます。

従って、これまで長期間にわたり行政整理のレベルの改革を推進してきた本市においても、今後は、第3段階の「プロセス改革」のレベルに挑戦して行く必要があります。

「プロセス改革」への一つのアプローチ

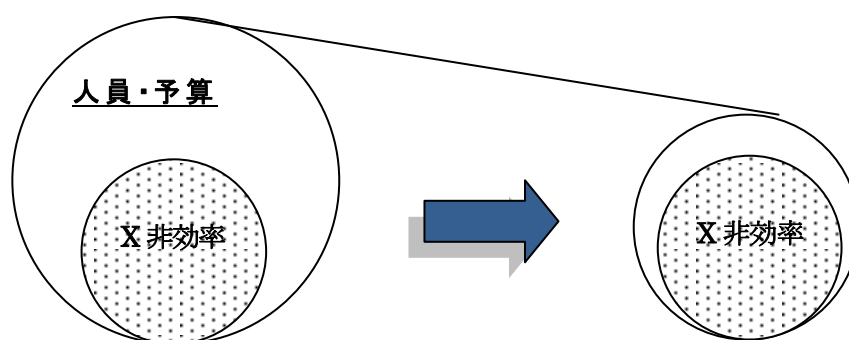
無駄の排除（効率的な事業執行）

◎ X非効率の意識化（発掘）と対策

X非効率とは、組織の中で意識されない、あるいは原因の特性されない非効率です。

X非効率は、組織内では見えないため、職員削減、予算の縮減や事務の効率化を進めたにも関わらず、かえってX非効率の割合が高まり、「努力しても報われない」「改革を進めるほど負担感が高まる」などの症状になります。

X非効率は、そもそもその組織の中では見えにくい非効率ですので、第三者機関によるチェックや政策評価・施策評価などにより発見する必要があります。



人員や予算を削減してもX非効率は温存されるため、かえってその割合が高まり、「努力しても報われない」という感覚になる。

X非効率が存在していることの判定の一例としては、投入した人的資源や予算の量に比べ、結果として出てくる成果や効果が非常に少ない時、場合によっては、何も生み出さない場合には、どこかにX非効率が存在していると考えerべきです。

4. 平成26年度までの財政予測【普通建設事業費を除く経常的経費分】の積算方法

今回の集中改革プランの見直し作業を進めるにあたり、第1段階として、平成21年度予算編成作業が終わった時点でのデータに基づき、現在の制度等が今後も継続するものと仮定し、平成26年度までの財政予測を実施した。

その際、普通建設事業については年度ごとに事業量の変動することから、債務負担行為の償還額を除く事業費について控除した、経常的な経費についての財政予測を行った。

今回の財政予測は、平成21年度予算時点（平成21年7月末）の財政予測であり、22年夏頃までに、22年度予算編成作業後のデータにおける、新たな財政予測を行うこととする。

財政予測の前提（積算方法）

【歳入】

1. 市税：21年度予算編成時点の税制度が継続するものとして積算。
 - ①個人市民税：高齢化の進展、生産年齢人口の減少、経済情勢等を勘案し、納税義務者の減少を見込む。公的年金からの特別徴収開始により、特別徴収者の増加を見込む。また、住宅借入金等特別税額控除を見込む。JR津田沼駅南口開発に伴う税収は、区画整理事業の進捗状況に合わせた税収を見込む。
 - ②法人市民税：「平成21年度経済見通し」による実質経済成長率0.0%に基づき積算。また、この段階ではJR津田沼駅南口周辺整備に伴う税収は見込んでいない。
 - ③固定資産税：《土地》これまでは過去の実績に基づき積算したが、現下の経済状況を鑑み、22年度は1割程度の地価下落、23年度以降は1%減で推移すると予測。
《家屋》土地と同様の考え方で、新築家屋の伸び率を今後3年間は10%減、その後は1%減で見込む。
《償却》21年度予算をベースに、過去の平均伸び率にて推計。
(この予測の段階では、JR津田沼駅南口周辺整備に伴う税収は、平成26年度までの期間中は、市全体の伸び率の中で計上する。)
 - ④その他：その他の税目、滞納繰越分等は、過去の実績等を勘案し推計。
※ 徴収率は、21年度予算徴収率を採用。
2. 地方交付税：21年度実績を基礎数値として、基準財政需要額は過去の実績の伸び率を基本に、基準財政収入額は税収等の推計値を基本に算出し、この差額から、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還分は当該年度の臨時財政対策債の発行額として見込み、残った金額を普通交付税額と見込む。
なお、この他に特別交付税を毎年、1億円見込む。
3. 国県支出金：生活保護費分など経常分を過去の実績に基づき積算。

4. 財産収入：なかよし幼稚園跡地売却収入は、普通建設事業費に充当することから、本財政予測では見込まず。その他、計画的な不動産売却収入を見込む。
5. 繰入金：財政調整基金からの繰入金を22年度以降、前年度の決算剰余金が10億円超と見込み、そのうち2分の1以上の5億円の剰余金処分を見込み、その額を全額繰入れることとし、毎年5億円を見込む。その他、各基金の目的に応じて、経常事業費分の基金繰入金を見込む。
6. 繰越金：上記の決算剰余金が発生するとの前提で、繰越金5億円を見込む。
7. 市債：臨時財政対策債は過去発行分の償還分の発行を見込む。

【歳出】

1. 人件費：人件費の積算に当たっては、特別会計に計上分も加えた全職員分を計上。(企業局・派遣職員分は除く)。
平成23年度以降の職員数は、22年度と同数とする。
退職手当は定年退職者分を見込む。
また、臨時職員給与は、決算統計区分に従い、物件費にて計上する。
2. 扶助費：実績等を勘案し生活保護費は3.4%、その他は3%の伸び率で積算。
3. 公債費：19年度発行債までは償還計画に基づき積算。
20年度以降の新規発行債については償還計画に基づき積算。
4. 補助費等：21年度予算額を基本に後期高齢者医療広域連合負担金、四市複合事務組合負担金の増加を見込み3%増とする。
5. 物件費：臨時職員分を除く、経常的な物件費を毎年1%削減する方針で計上。
6. 普通建設事業：習志野地区共同福利施設建設事業償還金を含む債務負担行為償還金のみを計上。
7. 繰出金：各特別会計に対する繰出金について人件費分を除き計上。

上記の前提条件により、市全体の財政予測を行った結果、本編「経営改革プラン」の15ページの表1の最下段の「③財源不足額」の通り、22年度以降、毎年5億円から10億円程度の収支不均衡になる、との結果となった。

5. 将来を見据えたまちづくりに向けて

(1) JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業の展開

JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業は、平成20年3月に策定された習志野市後期基本計画の素描である「ランドデザイン」において、本市が取り組むべき最重要事業と位置づけられ、この事業の成否が本市のまちづくり全体を左右するものとされています。

本事業の施行により、市の玄関口としての魅力ある広域拠点形成され、賑わいの創出や計画人口7,000人という人口増による活性化と市税収入の増加への寄与など、多くの事業効果が期待されています。

①まちづくりの効果

本地区は、土地区画整理事業の施行により、都市の骨格となる都市計画道路の整備、緑を確保した歩行空間のネットワーク、防災機能を有した近隣公園、景観・防災に配慮した電線類の地中化など、都市基盤施設の整備が計画的に行われます。

また、商業・業務・住宅・集合農地等の複合的な土地利用を計画的に誘導することで、JR津田沼駅前にふさわしいまちづくりが行われます。

②行政の費用負担と税収見込み等の状況

ここでは、土地区画整理組合の事業費や、周辺事業等の財源内訳とともに、区画整理事業が進捗することに伴い、保留地処分金を除き、市が支出する経費と税収等について、現状で把握可能な範囲で推計し、説明します。

◎ 土地区画整理事業及び関連事業等の事業費と財源内訳

土地区画整理組合が実施する事業費約 150 億円の外、本市が地区内に整備する関連事業（近隣公園、市道 00-101 号線整備）、組合保留地の本市購入分（第一中学校用地、中央消防署谷津分遣所用地等）、事業推進のために取得した約 1 ヘクタールの土地償還費など、周辺事業を含め、現状、把握可能な事業費と財源内訳の見込みは第 1 表のとおりです。

第 1 表 組合施行の土地区画整理事業及び関連事業等の事業費と財源内訳（単位：百万円）

区 分	事業費	行政負担	行政負担内訳			市負担額財源内訳			
			国庫補助金	県補助金	市負担額	一般財源	地方債	行為債務負担	
区画整理組合の事業費 ①	15,000	8,211	3,496	364	4,351	772	3,579	—	
市事業	関連事業	791	791	419	—	372	17	355	—
	市道 00-101 号線施設整備								
	谷津近隣公園施設整備								
	組合保留地(本市購入分)	1,465	1,465	532	—	933	248	685	—
	第一中学校用地取得								
中央消防署谷津分遣所用地取得									
ガスガバナー用地取得									
約1haの土地償還費(償還利息含む)	3,134	3,134	—	—	3,134	—	—	3,134	
市事業計 ②	5,390	5,390	951	0	4,439	265	1,040	3,134	
行政負担内訳の計(①+②)		13,601	4,447	364	8,790	1,037	4,619	3,134	

* 平成 21 年 11 月現在値。なお、事業計画の見直し等があれば計数が変更となります。また、国の制度変更等があった場合にも変更となります。

◎ 行政の費用負担と税収見込み等の状況

土地区画整理事業及び関連事業等に対する市負担額については、地方債等を活用して資金を調達し事業を実施することから、市からの実質的な支出額は、後年度に計画的に償還する元金と金利の合計額となります。

なお、土地利用の転換を促進するために債務負担行為により取得した約 1ha の先行取得用地費の償還は、22 年度から計画的に償還を行っていきます。

事業実施に伴う市の支出予定については、債務の償還が終わる平成 45 年度までの事業支出について、以下のとおり推計しています。

なお、事業期間の後半からは入居が始まるため、市税収入が見込まれますが、あわせて行政サービス経費も必要となることから、想定可能な範囲の中で算定すると、第 2 表のとおりです。これをグラフで表すと、第 1 図のとおりです。

第 2 表 市の支出と収入の推移(推計)

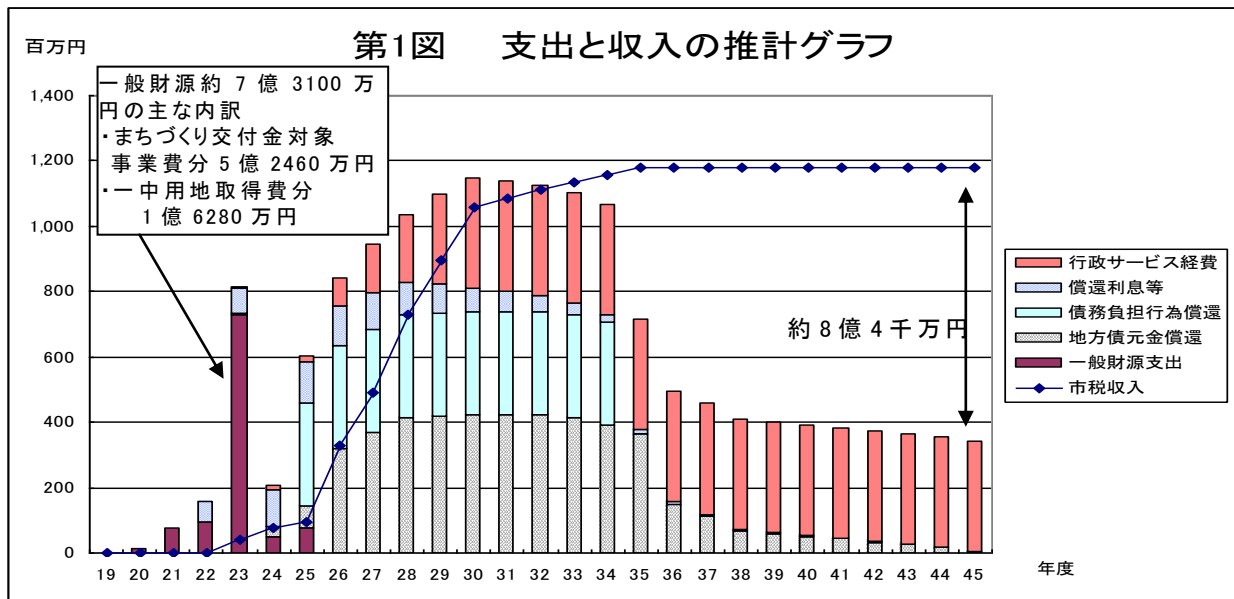
(単位:百万円)

区 分	事業期間(8 年)								事業完了後									計		
	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	H 34	H 35		H 36~ 45	
事業 支 出	一般財源	0	13	75	99	728	46	75	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,037	
	起 地方債元金償還	0	0	0	1	5	31	69	307	367	408	419	423	423	423	417	391	363	572	4,619
	債 債務負担行為償還	0	0	0	0	0	0	314	314	314	314	313	313	313	313	313	313	0	0	3,134
	等 償還利息	0	0	2	62	71	113	121	118	108	96	83	71	59	46	34	21	14	31	1,050
	支出合計	0	13	77	162	804	190	579	740	789	818	815	807	795	782	764	725	377	603	9,840
収入	市税	0	0	0	0	39	77	94	327	491	730	895	1,059	1,085	1,110	1,136	1,159	1,181	毎年 約12 億円	21,193
支出	行政サービス経費	0	0	0	0	7	13	20	83	147	210	274	338	338	338	338	338	338	毎年 約3.4 億円	6,162

* 平成 23 年度の事業支出が多くなっているのは、まちづくり交付金対象事業(電線地中化工事等)、一中用地取得事業に必要な一般財源支出を見込んでいるためです。

* 約 1 ヘクタールの先行取得用地費の償還は、平成 22 年度から、13 年間(3 年据え置き、10 年償還、利率 1.70%)で計画的に償還を予定しています。地方債は、各発行年度から償還期間等に応じた利率(1.40%~1.80%)で計画的な償還を予定しています。

* 数値については、事業の進捗状況、資金計画、金利の変更等により、変更が生じます。



* 平成23年度の一般財源支出(まちづくり交付金対象事業等)については、今後、事業計画の見直しや国の制度変更等があった場合、変更となります。

本区画整理事業は、平成19年度から平成26年度までの8年間を計画期間としてまちづくりが進められています。事業計画では、人口7,000人、世帯数2,800世帯が計画され、開発の進捗とあわせ、建物の建設、定住化が進み、平成29年度には、計画的なまちづくりが完了する予定です。

このことから、土地区画整理事業による宅地利用価値の向上や土地の高度利用化に伴い、土地・建物に係る固定資産税及び都市計画税が増加する効果が期待できます。更に、人口増加による個人市民税の増加や事業所立地に伴う法人市民税等の増加が期待できます。

こうした税収のほか、住宅等の建設投資や雇用、消費支出など、事業実施や人口増に伴い、地域経済へのいろいろな波及効果が想定されます。

また、国(国土交通省)によると、区画整理事業における公的支出に対して、約11倍の経済波及効果があるといわれるなど、本区画整理事業は、習志野市の将来のまちづくりにとって欠かすことのできない事業となっています。